

投資信託定時定額購入プラン取扱規定

第1条（規定の趣旨）

この規定は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と当社との間の、投資信託定時定額購入プラン（以下「当方式」といいます。）に関する取決めです。申込者は、当方式の内容を十分に理解し、自己の判断と責任において当方式を利用するものとします。

第2条（申込方法）

この規定を承認し、当方式の取扱いを希望する申込者が、当社所定の申込書等に必要事項を記入し、投資信託口座の届出の印章により記名押印のうえ申込みを行い、かつ当社が承諾した場合に限り、当方式を開始することができるものとします。

第3条（定時定額購入の時期、金額等）

- 1 当方式は、別に提出された申込書に指定されたとおり、当社が申込者に代わって、指定振替日に指定買付金額を指定預金口座から自動的に引落したのち、当社所定の金額（指定買付金額から後記第5条に定める手数料等を差し引いた金額。以下「設定代金」といいます。）を購入すべき投資信託として指定された投資信託の累積投資口座に繰り入れ、設定注文を行うものです。
- 2 この規定に基づき申込者が所有する投資信託受益権については、投資信託受益権振替決済口座管理規定の定めにしたがい、当社取引店にある申込者の振替決済口座で管理します。
- 3 前2項に定める指定預金口座および振替決済口座については、いずれも申込者名義の口座で同一の当社取引店にある場合に限るものとします。
- 4 当方式において当社が取扱う投資信託の銘柄については、当社が別途定めたとおりとします。

第4条（設定注文の方法等）

- 1 当方式にかかる自動引落としを行う日については次のとおり定めることとし、次項以下における「指定振替日」を次の①から⑧のとおり読み替えます。
 - ①当月に指定振替日の応答日があり、かつその日が銀行の営業日にあたる場合は、その応答日
 - ②当月に指定振替日の応答日があり、かつその日が銀行の休業日にあたる場合はその応答日の翌営業日
 - ③当月に指定振替日の応答日がないときで、当月の末日が銀行の営業日にあたる場合は、当月の末日
 - ④当月に指定振替日の応答日がないときで、当月の末日が銀行の休業日にあたる場合は、当月の末日の翌営業日
 - ⑤指定振替日の応答日が投資信託説明書（交付目論見書）において申込不可日とされている日にあたる場合は、その翌営業日
 - ⑥指定振替日の応答日において市場の休業等により投信委託会社が当該投資信託の設定を停止した場合は、当該投資信託の設定再開後初めて自動引落としを行える日
 - ⑦①から④により読み替えた指定振替日が投資信託説明書（交付目論見書）において申込不可日とされている日にあたる場合は、その翌営業日
 - ⑧①から④により読み替えた指定振替日において市場の休業等により投信委託会社が当該投資信託の設定を停止した場合は、当該投資信託の設定再開後初めて自動引落としを行える日
- 2 指定預金口座からの振替は、指定振替日の午前0時以降、当社営業開始時までの間に当社所定の方法により行います。
- 3 ただし次の場合には、その回の設定注文および指定買付金額の自動引落としは行いません。
 - ①指定振替日の前営業日において引落口座の残高が貸越となる場合、あるいは貸越が増加する場合
 - ②指定振替日の前営業日において引落口座が残高不足の場合
- 4 指定振替日に指定買付金額が自動引落としされたときは、当社はその設定代金を累積投資口座に繰り入れ、設定注文を行います。
- 5 指定振替日に指定買付金額が自動引落としされたあと、市場の休業等により投信委託会社が当該投資信託の設定を停止した場合、当社は、当該投資信託の設定再開後初めて設定注文できる日に設定注文を行います。

第5条（手数料等）

投資信託の購入に必要な手数料等（申込手数料、税金、その他諸費用等）については、指定買付金額から差し引くものとします。

第6条（払戻請求書等の取扱い）

当方式にともなう預金の払戻しについては、指定預金口座にかかる各種預金規定にかかわらず、小切手または払戻請求書および通帳等の提出を不要とします。

第7条（当方式の追加指定、変更）

- 1 先に提出された当方式の申込書と別の申込書をもって投資信託定時定額購入プランの指定が追加された場合、これにより先に指定された指定振替日、指定買付金額、指定預金口座および指定購入投資信託の銘柄（以下、これらを「定時定額購入指定内容」といいます。）は変更されないものとします。
- 2 定時定額購入指定内容を変更するときは、当社所定の書面により当社取引店に届け出るものとします。

第8条（当方式の停止）

当社は、次にあげる投信委託会社および当社のやむをえない事情により、当方式を一時的に停止することがあります。

- ①投信委託会社が、当該投資信託の財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止した場合
- ②投信委託会社の免許取消および営業譲渡等、ならびに受託信託会社の辞任等により、当該投資信託の設定が停止されている場合
- ③災害、事変その他の不可抗力と認められる事由により、当社が当方式を行うことができない場合
- ④その他当社がやむをえない事情により当方式を停止せざるをえないと判断した場合

第9条（解約）

当方式は、次のいずれかに該当したときに、解約されるものといたします。

- ①申込者が、当社所定の書面により解約の通知を当社に届け出たとき
- ②申込者が、当方式の指定預金口座または投資信託口座を解約したとき
- ③申込者について相続の開始があったとき
- ④当該投資信託が償還されたとき
- ⑤当社が累積投資業務を営むことができなくなるなど、やむをえない事情により当方式を停止せざるをえないと当社が判断したとき

第10条（免責事項）

当社は、次の場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①当社が、当方式にかかる所定の書類に使用された印影を、別の届出のあった投資信託口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて所定の手続を行った場合
- ②災害、事変、その他の不可抗力、投信委託会社等の責に帰すべき事故、電信または郵便の誤謬、遅滞等、当社の責に帰すことのできない事由が生じた場合

第11条（規定の準用）

この規定に定めのない事項に関しては、投資信託取引約款、投資信託受益権振替決済口座管理規定、累積投資約款、指定預金口座にかかる預金規定等により取扱います。

第12条（規定の変更）

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

2025年1月1日現在

以上